

声明

—横浜市緑区における人権啓発講演会の講師依頼取り消しについて—
人権講演会としながら思想差別という人権侵害を行う行政に、人権を語る資格はない。思想信条の自由に立脚し、真に人権が学び合える条件整備を求める。

2020年2月25日 全国地域人権運動総連合常任幹事会

朝日新聞2月17日の報道によれば、横浜市緑区が開催した人権啓発講演会で、主催者である緑区は、日本障害者協議会（JD）藤井克徳代表（きょうされん専務理事）に講師を依頼し承諾を得た後、ネット検索の情報によって、特定の政党に偏っていると判断し、事実と反することを理由に講演依頼を取り消していたことが明らかになった。取り消しの理由も「ダブルブッキング（二重予約）していた」などと偽り、本当の理由を述べなかった。

認定NPO法人日本障害者協議会理事会は2月20日、「今回の出来事は一個人・一団体の問題ではなく、市民社会に対する重大な人権侵害問題であると考え、当該自治体には猛省を求めると同時に、他の地域で同じことが繰り返されないために緊急声明を発表」した。

「声明」では「私たちは、『中立』を理由に、あるいは恣意的に「忖度（そんたく）」が行われ、一部の人を閉め出す動きが広がることを危惧している。それは、日本国憲法が認める思想・信条の自由を大きく歪め、特定の人たちの排除につながっていくと懸念するからである。真の中立とは、さまざまな思想・信条をもつ人たちが、自由に意見を表明し、その上で違いを認め合える社会であろう。私たちは、これからも障害者権利条約が示す『インクルーシブ社会（分け隔てのない社会）』の実現をめざし、あらゆる差別や偏見と闘っていく所存である」と決意も表明されている。

全国地域人権運動総連合常任幹事会は、日本障害者協議会（JD）の「声明」を全面的に支持する。

行政の人権啓発に関わる講演や広報などは、広義の「人権」やその問題の論点について市民にわかりやすく提示し、市民が自主的主体的に「人権」を学ぶための契機として位置づけられる。「同和問題」の分野では、「部落差別は深刻にしてなお厳しい」との立場からの講演や広報が、私たちや市民の批判を無視し、民主主義社会では当たり前の「内心の自由」を侵すほどに、偏った考えが流布されている。決して許されるものではない。部落問題が解決に向け大きく前進しているとの現状を唱える見解を市民に届ける義務をも放棄している。全国人権連は行政が為すべき条件整備を超えて思考の選別を行っていることに対し、糺すとりくみを今後とも継続し、憲法原則が活きる地域社会へと奮闘するものである。

行政機関は、多様な立場や考えをもつ市民が「人権」について語り、学ぶ活動を尊重し、自由闊達に議論する機会を設けることを、あらためて強く求める。